

環境省における災害激甚化に係る気候変動適応の対応について

令和元年11月8日 衆議院環境委員会 小泉環境大臣御挨拶（抜粋）

- 昨年十月のIPCC「1.5℃特別報告書」によれば、既に、地球の平均気温は工業化以前と比べて1℃近く上昇し、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクが高まっているとされています。今般の深刻な災害によって、気候変動の影響拡大に備えるための適応策に直ちに組み込んでいく必要性を、社会全体が感じているはずで
- 今後、台風第十九号で経験したような気象災害のリスクが更に高まると予測されていることを踏まえ、昨年施行された気候変動適応法に基づき、環境省としても関係省庁と連携し、「気候変動×防災」という発想を持ちながら、自然の持つ防災・減災面の機能も活用しつつ、気候変動に対して強靱な地域作りを目指します。また、万が一に備えた災害廃棄物処理体制の構築を推進するとともに、災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設や災害に強い浄化槽の整備、熱中症対策の強化を進めます。
- こうした災害に備える「適応」と、将来の災害リスクを低減する「緩和」の両面を兼ね備えた対応、言い換えれば「気候変動×防災」という視点が重要であると考えます。最近の台風によって深刻な大規模・長期停電が生じましたが、再生可能エネルギーを公共施設や地域で活用し、平時にはCO2を削減しつつ、災害時にも備えとして一定のエネルギーを供給する取組は、まさに適応と緩和の両面を兼ね備えたものです。
- 適応策の海外展開に加え、こうした「気候変動×防災」という視点での経験・知見についても、世界に発信していきます。

環境省が行っている取組としては、例えば、

1. 自然が持っている防災・減災面の機能の活用
2. 災害廃棄物処理計画策定の推進による備えの充実
3. 自立分散型エネルギーの普及



気候変動に対して強靱な地域作りに貢献